

令和5年4月1日

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、解体工事に要する費用等に定める書面の提出方法の変更について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、解体工事に要する費用等に定める書面の表紙について、これまで発注担当課の受付印の押印を必要としておりましたが、来庁によらない申請及び手続きを推進するため、令和5年4月1日から受付印の押印を不要とします。

つきましては、事務手続きを下記の通り変更しますので、入札参加者におかれましては遺漏なきようご注意願います。

記

1 手続きの流れ

(1) 変更前

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、解体工事に要する費用等に定める書面及び別紙を3部作成し、工事担当課に提出。担当課が確認後、表紙へ受付印を押印し返却。そのコピーと残りの2部を契約課に提出。

(2) 変更後

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、解体工事に要する費用等に定める書面及び別紙を作成し、工事担当課に、**原則メールにて提出してください。**

2 適用時期

令和5年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。